

## 訴えの提起について

### 1 要旨

高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定に基づき、交通事故の不法行為に基づく損害賠償請求権を広域連合が代位取得し、相手方に損害賠償金を請求したが支払われなかつたため、相手方に対し訴えを提起することについて、議会の議決を求めるもの。

### 2 事件の内容

- (1) 令和元年 10 月 3 日、雲南市在住の被保険者（以下「被害者」という。）が原動機付自転車で市内の県道を走行中、相手方の運転する中型トラックが後方から追い越した際、非接触の事故と推定されるものの被害者は転倒して負傷し、後日死亡した。
- (2) 島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償金を請求したが、相手方は過失がないとして支払いに応じなかつた。よって、広域連合は相手方に対し次の請求の内容により松江地方裁判所に提起する。

### 3 請求の内容

- (1) 相手方に損害賠償金等 1,253 万 1,162 円及びこれに対する令和元年 10 月 4 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求めるもの。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とするもの。

### 4 訴訟遂行の方針

広域連合は、訴訟の進行上必要があると認める場合は、相手方と和解する。